

一票で変える女たちの会

かわらばん

第57号 2024年10月18日



選挙期間中は市民運動・平和運動はご法度か？……角田由紀子

ART (寄稿) 美術展《ジュディ・シカゴ：彼女の物語》

「花」以前と「花」以降のシカゴ……金田由紀子

CINEMA 人身売買・性売買を告発するドキュメンタリー映画

「邪悪なるもの—魂の破壊者たち」……村山千津子

BOOK 書くことを支えに生きたハンセン病療養所の女性たち……三井富美代

合法的女性差別はもう終わったか？……角田由紀子

選挙期間中は市民運動・

平和運動はご法度か？

角田由紀子

1 私の経験

私は地元の「戦争させない 憲法壊すな沼津の会」(以下「沼津の会」という市民の平和を求める運動体で共同代表を務めている。この会は、安保法制反対で全国の市民による平和を求める運動が盛り上がった二〇一五年五月に発足した。国会で安保法制が強行採決されたのはその年の九月であった。以来、市内の小さな公園でほぼ毎月一回市民集会を開き続けてきている。二〇二四年一〇月二〇日で九四回目を迎える。よくも続いたものだと思われ、市民の地道な努力を賞賛したい。この集会は市の公園で行うので、その都度緑地公園課の使用許可を得なければならぬ。今まで、他団体が先に使用許可を得ていた場合には日程をずらしたりしたが、不許可になったことはない。

さて、今年の集会について驚く

べき体験をした。定期的に開催するので、事前に数か月分の予約をしておき、近づいたら正式の許可申請をしていた。今年も一〇月初めにいつものように許可申請手続きをした。ところが、緑地公園課

はすぐに許可せず、申請に行った事務局長に選管と話をすることを求めた。電話を選管につないでいるのでと言われて申請窓口で選管の担当者に集会の内容等について説明させられた。その結果、この集会は衆議院選挙期間中なので、公選法上の「政治団体」による「街頭政談演説の開催」にあたり、許可できないとされた。「街頭政談演説」などの聞きなれない言葉にびっくりし、不許可には納得できなかった。そこで、数日後に公園緑地課に再交渉を申し出た。

この不許可とはなにか。再交渉までの間、私たちは公選法の該当箇所を調べ、対策を考えた。公選



法は選挙期間中、政党その他の政治活動を行う団体に対しては厳しい規制をしているが、労働組合や平和運動などを行う市民団体及び個人が行う政治活動については一切制限がない。そこで労働組合や市民団体及び個人は、選挙期間中といえども、公選法が政治団体に禁じている宣伝カーの走行、拡声器の使用、立札・看板の掲示等を用いた政治活動も制限されることなく自由に行うことができる（「自由にできる選挙活動」第四版、二〇一四年一〇月 自由法曹団京都支部刊）。

沼津市選管は私たちを公選法にいう「政治団体」に該当するおそれがあると判断し、緑地公園課にその旨伝え、同課は法令違反の集會には使用させられないとの結論に至ったようだ。

ところで、公選法には、選挙期間中大幅に政治活動が制限される「政党その他の政治活動を行う団体」とは何かについては、明文の定義がない。このことは選管も認めている。しかし、選管は実態において「政治上の主義もしくは施



策を支持もしくはこれに反対する団体」と広く解しているようだ。選管は、「沼津の会」は、その実態において「政治上の主義もしくは政策を支持する」団体と解釈して譲らなかつた。この点については判例等もないらしい。

選挙は民主主義の手続きの一つであり、市民団体の活動は民主主義のために重要であり、何より憲法一二条の「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」という要請に合致するものである。しかし、選管が「政治団体に該当するおそれが大きい」との立場を譲らず、二〇日の集會は行いたいとの市民

側の希望も強くて、集會では公選法が禁じている「街頭政談演説」に当たらないために、拡声器は使わない、通行人に参加を呼びかけない（もつとも、通行人に参加を呼びかけて参加してもらったことはないが）、参加者は沼津の会の会員に限るなどの妥協案に合意することになった。私は個人的には釈然としなかつたがやむなく受け入れた。

一〇月一九日には静岡市で沼津の会よりも大規模な「10・19戦争法廃止！19日アクション」が静岡市葵区「青葉緑地B2」で開催される。これも市有地での開催である。公選法上の政治活動の明文の定義がないことはここにも表れており、解釈は選管によりまちまちであることの証左である。実は沼津の会でも今年五月の知事選の時は許可を得て同じ場所で集會を開いている。

市民の民主主義の実行を選管が規制する権限はないことは明らかである。公選法によって「市民による政治活動」は制限されてはならないことを明確にする必要がある

る。私たちの交渉ではやり取りは主に選管との間であり、担当課はその結論に従うということであった。とても重要な問題であるので皆さんにも考えていただきたい。

2 問題の根源は国民抑圧的な公選法にある

公選法がどんなにバカげた法律であるかはあまり知られていない。例えば、世界で類を見ない高額な供託金、選挙運動方法や期間の厳しい制限などである。いま、アメリカの大統領選挙中であるが、テレビ報道を見ていてわかるのは、選挙期間がないこと（いつでもできる）、戸別訪問自由などだ。中でも戸別訪問は重要な選挙運動だ。一人一人対話することで政策を理解してもらい支持を広げる。

選挙での支持を得るための有効な方法を日本は禁じているし、高額供託金でお金のない人の立候補をさせない。

なぜ、こんな内容になっているのか。それを知るには公選法の歴史を知る必要がある。「一票の会」

では、二〇二二年世界の選挙制度に詳しい慶応大学・政治学教授の粕谷祐子さんをお招きして公職選挙法のオンライン勉強会を行った。そこで歴史を知って愕然とした。

公選法は、一九二五年制定の普通選挙法に源を発する。高額供託金は、誰でも（男であれば）立候補できることになったので無産者の参入を妨害する手段として導入されたものだ。それまでの議員は富裕者しかいなかった。富裕者は誰でも参入できる制度に自分たちの既得権を侵害されるのではないかと恐れ、あらゆる知恵を絞った。この制度では女性や貧乏人や若者は参加できない。それが今日まで続く弊害の源である。その精



神はできるだけ公平に有権者の参加を求めるといふのとは真逆だ。排除を旨とする制度設計である。その精神が活かされて、市民運動の排除にも向かっているのではないか。

買収などを犯罪として処罰するのは当然であるが、市民運動を排除して結果的に人々を政治から遠ざける結果は誰を利するのか。考えるまでもない。かつてある総理大臣は、人々が投票日には寝いてほしいと宣った。これが権力者の本音である。選挙期間中の市民運動や平和運動を規制するのも、人々の「目覚め」を促してほしくないということではないか。こんなことを続けてきた結果が今の状況であろう。政治に無関心であることに資することはできるだけやろうというわけか。選管は「投票に行きましよう」などと毒にも薬にもならないことをやっているが、投票率を上げるには市民を政治的に覚醒する機会を設けることではないか。今回のことに遭遇してつくづく考えさせられた。

(二〇二四年一〇月一四日)

ART

寄稿

美術展《ジュディ・シカゴ：彼女の物語》

「花」以前と 「花」以降のシカゴ

金田由紀子

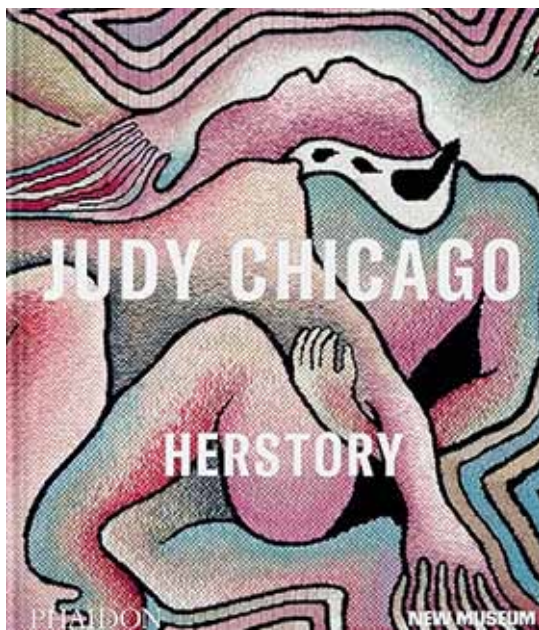
ティの思想表現である。シカゴの「花」誕生には、ジョージア・オキーフからの影響がある。

花の細部をリアルに描いた写実性の強い作品は、女性の外陰部をまざまざと連想させ、社会からの風あたりが強かった。その到達点が七〇年代後半に創作した、三角形テーブルの巨大なインスタレーション、《ディナー・パーティー》（ブルックリン美術館蔵）である。

神話・歴史・芸術の各分野で重要な三九名の女性たちのシンボルを花や蝶や炎になぞらえ、三九枚の磁器の皿に表しテーブルに並べるといふ斬新なアイディアで、発表当時、世間をおどろかせた。現在では、《ディナー・パーティー》は、アメリカ美術史に輝く金字塔であり、フェミニスト・アートを代表する。

今回展示されたのは、「花」以前の模索時代の作品、「花」以降の円熟期の作品多数である。八四歳（昨年）にいたるまで衰えを知らない、彼女の創作へのエネルギーに圧倒されるばかりであつ

ART



本美術展カタログ（画集）

Judy Chicago: Her Story. Edited by Massimo Gioni, Gary Carrion-Murayari, and Margot Norton. Phaidon Press in association with the New Museum, 2023. 現在Amazonで販売中。15,000円くらい(変動あり)。図書館にリクエストしてみる方法もある。

た。「花」以前の模索期のシカゴは、男性アーティストと同等であろうとして、鉄の素材（車のボンネット）やミニマリズム、ランド・アートに挑み、それらを「女性化」しようとする作品を創った。

一九八〇年代以降にシカゴが取り組んだテーマは、フェミニズムからヒューマニズムへの展開、ユダヤ系の歴史・文化の表現、男性への視点・評価、多様な表現メディアとコラボ（共作）への挑戦、人間のライフサイクルへの関心、埋もれてきた（欧米）女性芸術史の構築と提示などである。

具体的な作品群の数例を紹介すると、ユダヤ系の出自を前面にだした「ホロコースト」作品群は、写真家とのコラボであり、極限に追いつめられた人間の表情が胸にささった。「出産」作品群は、針仕事作家とのコラボで、生む性を生々しく色あざやかに表現する（カタログの表紙を参照）。

「パワー・プレイ」作品群では、筋骨隆々の男性の裸体をクリティカルに描き、暴力の源としての男性の身体を描く。二〇一〇年代後半のガラス画では、自身の死と向き合う内省的な画風に転じ、死の間際の苦しみを想像し描いている。

る。本展の一フロアは、シカゴが愛した約九〇名の女性芸術家や歴史上重要な女性たちの肖像・作品・関連資料展示に使われている。シカゴが思想家であり、教育者であり、研究者でもあることを、一層感じさせるプロジェクトであった。また、本展では、性的マイノリティの芸術も、シカゴらが構築した女性芸術史を担っている。

一九七〇年代の「花」の思想に、広がりが見えた点も書き添えた。

限られた紙面で、また言語で、歴史的にも重要な本展の全貌を紹介するのは簡単ではないが、幸いにも充実した展覧会カタログがある。日本の図書館にも本展カタログを所蔵している所があり、筆者も日本の図書館所蔵のカタログで、豊富なシカゴの世界を再体験した。参照していただければ幸いです。

（二〇二四年一〇月七日）

現代の奴隷制

このドキュメンタリーは四大大陸を横断しながら、人身売買・性売の現実、世界中に遍く広がっている性産業の実態を暴露する。救出された犠牲者、売春の元当事者、元人身売買業者、売春宿のオーナー、買春客たち、ジャーナリスト、救出団体や心理学者などの専門家たちにインタビューを重ね、証言に基づく再現ドラマも交えながら、極悪非道の商人たちがどのように女性たちを破壊するのかがありありと浮かび上がらせている。

人身売買・性売を告発する
ドキュメンタリー映画

「邪悪なるもの
—魂の破壊者たち—」

Nefarious: Merchant of Souls

村山千津子

旅の始まりはヨーロッパにおける人身売買の中心地といわれる「モルドバ」。この国は一九九一年の共産主義の崩壊以降、人口の

一〇人に一人が人身売買されている。深刻な経済崩壊により労働人口の半分が国を捨てるなか、子どもたちは国に取り残され「社会的な孤児危機」が生まれているという。孤児院の院長、副院長たちは腐敗し、成長して出ていく少女たちのことを門の外に群がる人身売買業者に教える。保護ハウスに救出されたアンカは、「孤児院の院長が男の子と遊んだらどうかと勧めたんです」と話す。ダンサーやモデル、ホテルの仕事があるとだまされて連れて行かれた先で、お



前はお店に行くのではなく売春婦として働くのだと告げられる。「選択の余地などなかった」。

「人身売買は世界で最も成長している犯罪産業である」(米国保健福祉省)。女性たちが送り込まれるのは「売春婦としての訓練」を施される場所で、そこで体と精神、魂が壊される。そのあとで被害者は、闇市場のステージでバイヤーたちの目の前で裸で歩かせられ、最高額の入札者に売られるという流れだ。少女たちの証言によると、複雑なネットワークが存在し、書類の偽造屋、密輸業者、国境管理人、タクシー運転手などが関与して目的の地まで運ばれる。一九八九年以降最大四〇万人の女性がモルドバから人身売買されたと推定されている。

東欧は「人身売買との闘いにおいて失敗した地域」と呼ばれてきた。事実、売春が合法化されている世界で有名な都市アムステルダムでは、赤線地域、飾り窓の店にいる女性の大半がハンガリー、ブルガリア、ルーマニアなど東欧出

身者で占められている。

すべては金のため 「女は何度でも売れる」

「人身売買」と聞くとすぐに、それは許しがたい人権侵害だと誰もが思うだろう。しかし「売春」はどうだろうか。それは別のことだと考える人が多いのではないだろうか。二〇年間売春を調査してきた臨床心理学者のメリッサ・ファリーは、人身売買の目的は大半が売春なのだから常に売春に注目すべきだと話す。「人身売買の被害者を見つけようとするときになぜ売春が行われている場所を探さないのでしょうか。ストリップバー、マッサージパーラー、エスコートサービス、そこに被害者がいるんです」。

飾り窓のなかは安全だと喧伝しているアムステルダムの売春地帯の部屋には、何かあったときに人を呼べるようにベッドには非常ボタンが設置されている。実際アムステルダムで売春をする女性の六〇%が身体的暴行を受けたと報

告している。最近アムステルダムの市長は赤線地区の半分を閉鎖したが、その理由は犯罪組織を抑えられないからだという。「合法売春というのはポン引きや買春客を表玄関から招くことです。売春に合法も非合法もあります。ポン引きや人身売買業者が常にいます。みな犯罪者集団です」(メリッサ・ファリー)。

なぜこのような社会的不正義を政府機関が食い止められないのだろうか。その理由ははっきりしている。すべては金のためだ。マフィアが人身売買を取り仕切っている、業者の多くは元麻薬密売人である。「コカインは一度売れば終わりだが、女を一人売れば最低でも七年は稼げる。女は何度でも売れる」(人身売買業者)。

人身売買に加担する文化

―娘を売る

東南アジアではまた別の性搾取構造が幼い少女たちを囲い込んでいる。美しい自然で人々を惹きつける微笑みの国、タイ。しかし

社会には売春がはびこっている。チエンマイからバンコク、パタヤ、プーケットまで、取材陣は多くの売春婦と話をしたが、みなその経歴は似通っていた。ほとんどが農村出身で、親を養わなければならず、仕事を求めて大都市へ出てきた。彼女たちは「家族を助けるためにお金が必要だった」と話す。

少女たちは強制されたり拉致されたりして売春をさせられているわけではない。しかし社会的条件が個人の選択肢を奪っている、と映画はタイの現状を分析している。タイで一四年間性産業で働く女性たちとかかわってきた専門家のローレン・ベセルは、人身売買を「あらゆる状況で脆弱さを搾取すること」と定義している。「経済的な弱さ、性的虐待による弱さ、自尊心が低いという弱さ。弱者を利用し搾取すること」だと。

カンボジアのいくつかの村では親が子どもを性売買業者に売ることが日常の風景のように横行している。極度の貧困だけが理由ではなく、携帯電話やテレビなどのぜ

いたく品が欲しかったり、親が売りたいがために娘を売れることもあるという。娘のほうも売られることで父母に親孝行をしなければならぬと信じ込んでいて、その地域のある種の「慣習」、「文化」のように身売りが根付いてしまっている。



Nefarious: Merchant of Souls: 2020年1月 Exodus Cryにより公開。ベンジャミン・ノー口監督・制作 1時間39分。youtubeで視聴可能。日本語字幕。「ネファリアス—売られる少女たちの叫び」のタイトルで自主上映されたことがある。<https://www.youtube.com/watch?v=MFaDHgXPbUg>

少女が売春を選んだのではなく 売春が少女を選んだ

拉致や極端な貧困とは無縁に見えるアメリカの大都市ラスベガス。ここには華やかさと富に魅せられ性産業に吸い寄せられた女性たちがやってくる。しかし映画『プリティ・ウーマン』にあこがれ億万長者との結婚を夢見る彼女たちを待ち受けるのは、他の国と同様の悲惨な性売買の現実である。

「殴られ脅されて死にそうになつて、数ヵ月後、数年後にはこれがどんなことかわかる」、「車に乗ったら男が目的地と違う場所へ向かっている。お前が今夜行くのは地獄だと言われて、降りようとして男ともみ合いになった。首を絞められあわや殺されるところだった。売春婦はみんなこんな体験をしている」（元売春当事者）。売春は命を脅かされる危険と隣り合わせだということがはっきりしている。売春研究教育機関の統計によると、売春婦の死亡率は国民平均の四〇倍に上る。

ではなぜ女性たちは虐待に毎日

耐えるのか。それはポン引き（ピンプ）に洗脳されていて抜け出せないからである。搾取、操作、脅迫、暴力というシステムに徹底的に支配されている。反人身売買活動家で心理学者のダン・アレンドーはこう分析している。「売春に入る女性の九五%が生い立ちの中で父親や継父、近所の男たちから幼いころに性的虐待を受けている。それは絶望と自暴自棄と恥の感覚をもたらし、自分の体には何の価値もないと思いつめるようになる。その結果他人の洗脳にいつも簡単に屈してしまうんです」。「自分が搾取される売春業に女性が陥る最大の原因は性的虐待です。世界中どこでも同じです」と彼は断言する。

どうやって止めるか

性売買に果敢に取り組み闘う人々の努力がある中でも、いまだに売買春は様々な形をとって世界中に広がっている。この問題に出口はないのかと絶望的な気持ちになるが、一筋の光を与えてくれるのがスウェーデンの買春禁止法

だ。

CINEMA

一九九九年にスウェーデンでは買春が違法となった。買春客は逮捕されて重い刑罰が科され、時には禁固刑になることもある。カーシャ・ウォールベルグ（人身売買撲滅の指揮を執る捜査責任者）は、この法律は「暴力行為から女性を保護するもの」と話す。「搾取されている女性の層が放置されている限り真の男女平等は実現できないでしょう」。売春した女性は逮捕されず性産業から抜け出すためのサービスを受け、一方ポン引きや業者は逮捕される。彼らのビジネス環境を悪化させるのが法律の目的である。事実、業者たちの電話を盗聴したら、スウェーデンはもうダメだ、客が捕まるのを恐がっているといった会話が交わされていたそうだ。この国の人身売買の比率はEU諸国中で最も低い。つまり、「人身売買をなくしたければ売買春をなくさなければならぬ」ということだ。売買春を撲滅させるこのスウェーデンの試みと法律が他の国にも広がっていつてほしいと切に願う。

映画の中でインタビュアーに感じた女性たちの体験は、なぜこんなことが人に対して許されているのかと思うようなむごい仕打ちばかりで、性売買というものの残酷さが胸に迫ってくる。日本でも歌舞伎町をはじめとして性売買（「風俗営業」）が隆盛している場所はいくらかでも存在しているのに、身近で繰り広げられている女性への性搾取の実態や構造を私たちが知る機会はあまりにも少ない。この映画は性産業の不正義を暴き出す貴重な情報を与えてくれる。心穏やかに観ることはできないけれど、ぜひ多くの人に視聴していただきたい。

（二〇二四年一〇月八日）

書くことを支えに生きた ハンセン病療養所の 女性たち

BOOK

三井富美代

今年三月、瀬戸内海の長島にある国立ハンセン病（1）療養所愛生園に一〇歳で入所した宮崎かづるさん（1938）の生活を追ったドキュメンタリー映画「かづるの」⁽²⁾が公開された。元患者宮崎さんの生活を八年間かけて撮り続け完成させたもの。淡々と写し出される素のままのかづるさんの姿、そして語りに魅了され圧倒された。

病気のため手指を失った宮崎さんは七〇代後半に、パソコンの操



作を覚える。自分で工夫した道具を腕にくくりつけ、再び自分で文章を書けるようになった。以来幼い頃の家族生活、夫や患者仲間、職員とのかかわりなど生活のつれづれを繊細に著す随筆を次々と生む。その多くは『長い道』（みすず書房、2012）『私は一本の木』（同、2016）に収められ、この稀有な女性をもっと深く知りたいと



いう思いにこたえてくれる。

藤本としさん（1901-1987）の遺した珠玉の随筆集『地面の底がぬけたんです』（思想の科学社、1974）は絶版になったが、多くは『ハンセン病文学全集』四巻に収められている。

読むこと書くことが生きる支えだったという藤本さんは、四〇代終わり頃、視力を失う。「この病者は生きていくうちに二度死ぬつ

ていうんです。一度はライになった時、二度目は失明した時です」(全集四巻五二ページ)。絶望の時を経て、藤本さんは舌の先で点字を読むようになる。濡れても崩れないアルミ板に刻まれた点字を覚えるのは、文字通り血を流す努力だった。しかし書くことはかなわず、この本に収められた作品のほとんどが語り下ろしだ。とはいえず、句読点など含め練った文章を記憶しての語りだったという。

ハンセン病治療薬が一九四六年に開発されて以来、海外で次々廃止された強制隔離政策は、日本では「らい予防法」により、その後半世紀にもわたって続けられた。戦前からある地域の患者を見つけて出し隔離する「無らい県運動」、患者に断種・中絶を強制する「優生保護法」とあいまって、社会にはびこるハンセン病への差別・偏見はより強化されていった。これらの悪法が、患者らの運動で廃止されたのは一九九六年。それほど昔ではない。

かつて医療も食事も不十分なう

え、子どもであろうと四肢が不自由であろうと過酷な労働を強い、規則に抗ったものを監禁室に、場合によっては数年間も閉じ込めたりと、療養とは名ばかりで、病が治っても退所することができなかった施設。ハンセン病よりも、感染率も死亡率もはるかに多かった結核患者の療養所となぜこうも違っていたのだろうか。

現在一五カ所ある国内のハンセン病療養所には、後遺症や高齢化、地域に残る差別意識などにより社会復帰が困難な方々が余生を過ごされている。社会復帰した方々にしても、誰もが平和で安定した暮らしを得られたわけではないと思われる。(映画「あん」⁽³⁾はそのことをよく描いている)。国の政策の錯誤が残した傷跡は未だ癒されないままだ。

社会での女性差別がより過酷な形で反映された施設から、一生出ることが許されなかった人生を、女性たちはどのように生き抜いてきたのだろうか。女性たちの著した随筆や小説、短歌、詩が語る言葉に耳を傾け記憶に刻みたい。

「孤高」の2人——奄美の一村と小笠原医師

奄美大島の自然を題材に多くの魅惑的な作品を遺した画家、田中一村の回顧展が開かれている(東京都美術館。24年12月1日まで)。彼を異端視し認めなかった画壇に背を向け、一村が奄美大島に移住したのは50歳の時。国立ハンセン病療養所奄美和光園の小笠原登医師と知り合い、彼の官舎で画業を再開した。

小笠原医師は1888年愛知県の寺に生まれ、漢方の心得をもつ僧侶の祖父が困窮する人々に治療を施すのを見ながら育った。京都帝大医学部を出たのちハンセン病の研究と治療に携わる。1931年、ハンセン病について「治る病気」「感染力は微弱」等と発表。当時信じられていた説を迷信と断じ、強制隔離は必要無いと強く主張、内務省の医師たちと激しく対立した。彼の説が異端とされ排斥されても、隔離政策に抵抗し自らの医療的知見に基づき通常の外来・入院治療を実践し続けた。

小笠原医師が乞われて奄美和光園に赴任したのは1957年。翌年一村と出会う。孤立を恐れなかった2人が親交を深めたのは不思議ではない。和光園滞在中、一村は入園者の肉親の肖像画を依頼された。別れたきりの家族の不鮮明な集合写真から、かれらの記憶を頼りに再現した肖像は心から喜ばれ、次々と依頼されて奄美にお

ける一村の最初の仕事になった。

田中一村大回顧展にはそれらの肖像画も数点展示されている。が、展示室のどこにも和光園がハンセン病療養所であることは書かれていない。

患者を病や貧困から救済するとの名目で実施された強制隔離は、実はかれらを国内外の社会の目から隠すためでもあった。それは結果として人々の忌避感、偏見をおおる一方で、科学的知識や人権意識が育つ機会を阻むことになったのではないか。原発事故の放射線被害から逃れた先で福島の人々が被った差別や偏見、コロナ蔓延時に見られた過剰な恐怖心にもそれはつながっているのではないだろうか。家父長的温情主義は人を子供扱いにして無知を放置する。ハンセン病の文字のない展示会場に感じたモヤモヤは、その事への怒りだったように思う。

〈資料〉

・アート・ビギナーズ・コレクション『もっと知りたい田中一村 生涯と作品』大矢鞆音著 東京美術 2010年
・『孤高のハンセン病医師 小笠原登「日記」を読む』藤野豊著 六花出版 2016年

国立ハンセン病資料館図書室では関係書籍を展示中。





国立ハンセン病資料館ではない
ま、「ハンセン病療養所の女性たち―一冊の本をめぐる」と題して連続講座を開催している。これからの予定は、
十一月二三日 闘った女性の本と証言―上野正子『人間回復の瞬間』
一二月一四日 内側から広がる言葉―塔和子『記憶の川で』
二〇二五年一月一八日 再起する女性像―藤本とし『地面の底がぬけたんです』
東京都東村山市青葉町
tel. 042-396-2909
fax 042-396-2981
<https://www.nhdm.jp/events>

1 らい菌によって引き起こされる慢性の感染症。末梢神経が侵される

ことによる重複障害が後遺症として残ることが多かった。非常に感染力の弱い疾病で、現在ではたとえ感染しても発病することは稀、抗生剤を中心とする治療により完治する。
2 監督・プロデューズ…熊谷博子、

合法的な女性差別はもう終わったか？

角田由紀子

妻を無能力にした理由

NHKの朝ドラ「虎に翼」が人気のうち終わった。初日から憲法一四条が出てくるドラマには多くの人が驚き、おしえられ、共感が広がった。私も娘と一緒にほぼ毎回見た。知らなかった歴史上の出来事もあり、目を開かされることがたびたびであった。もちろん、ドラマだからすべてが事実ではないにしても大筋では事実には依拠しているようだった。男性法律家にもファンが多かったらしい。司法試験の受験資格が「帝国臣民ニシテ男子タルコト」という合法

一三分、二〇二三年。自主上映案内 <https://www.beingkazue.com/jishu>
3 監督：河瀬直美、主演：樹木希林、一三分、二〇一五年、配信サービスで視聴可

的性別差別をどのくらいの人を知っていたのだろうか。私は数年前に必要なものがあって調べて知った。合法的な女性差別であることに当時の男性たちの女性への激しい敵意を感じた。女性を一段も二段も見下していた男性たちの率直な「思想」が明確に表れている。

もつとも明治憲法下では合法的な女性差別はあふれていた。これもドラマで取り上げられてSNS上で一同絶句となった妻の「無能力者」規定はわかりやすい例かもしれない。戦後の民法の教科書にはその事実もその理由も取りあげられていない。そんな規定はないの

で解説する必要はないということだろう。これも私が必要があったら調べて、その「合理的な」説明に脱帽だった。私が読んだのは民法の大家・我妻榮の「民法総則」昭和一六年(1941)版だ。私が生まれる一年前に出た本。我妻さんによれば、妻を無能力にした理由は、「夫婦円満」のためという。なるほど！なんてわかりやすい理由！妻が意見を言つて夫と意見が合わなければ言い争いになるかもしれないではないか。夫の意見に理があり妻を説得できればまだよい。もし、妻の意見に理があり、夫がそれに従うことになつたら夫の面目丸つぶれ。そうならなために、自信のない男たちはあらかじめ妻の口をふさいでおいたということだろう。我妻さんの名譽のために付け加えておくと、彼は「夫婦円満のため」以上のことは書いていない。後は私の邪推。法律家は本当に「頭がいい」。現行民法の講義でなぜこのような歴史的な事実を教えないのか。日本の法学は歴史的考察がお嫌いのように「今だけ」思考のよう

だ。刑法もなぜ強姦罪の保護法益が貞操保護とされてきたのかを説明せず（明確な説明が聞きたかった！）、そもそも「貞操」の定義は刑法の教科書にはなかった。緻密な定義が好きな法学らしくない。

その能力を家庭に入って腐らせよ

さて、寅子の時代を過ぎていま、女性弁護士は全体の二割をようやく超えて、二〇二四年一〇月一日時点で日弁連平均で二〇・二%に達した。東京の三つの弁護士会ではこれを少し超えているが一〇%に満たないところもまだある。

司法試験は受験者の性別に左右されない数少ない資格試験かもしれない。にもかかわらず、女性が少ないのはなぜか。法学部に進学する女性が少ないのはなぜかという問題でもあろう。朝ドラ効果で法律家を目指す若い女性が増えれ



ば幸いだ。

私は修習二期期であるが、すぐ後の三〇期では悪名高き女性差別がされた。女性差別裁判のリーダーである今野久子弁護士は差別を受けた当事者であった。修習中に教官から女性が法律家になるべきではない、試験に受かったがその能力を家庭に入って腐らせるべきだというお説教を直接された。これは修習中の旅行の機会に女性が一人ずつ教官の下に呼ばれたの「お説教」であったときく。こんなお説教に屈しなかったので、女性差別の労働事件は今野さんを中心に成果を上げてきた。

日弁連も両性の平等に関する委員会や男女共同参画推進本部の活動などを通じて女性弁護士の活動を支えてきたことは事実だ。男性弁護士への育児休暇の勧めも行われているしそのための制度設計もされており、私が弁護士になった一九七五年では考えられない環境の良い変化だ。これは弁護士会が特に進んでいるというよりは社会の変化に追いついてきたということかもしれない。

にもかかわらず、法曹は女性にとつて魅力的な仕事ではないらしいのはなぜだろうか。

ご主人はさぞ大変だったでしょう

私自身今頃になってようやく気が付いたのだが、法律の世界は極めてはつきりした男性中心の世界だということだ。私は五〇年近くその違和感の中で生きてきた。それが女性たちが足を踏み入れるのを躊躇させているのではないだろうか。

法律そのものが臆面もなく男性中心に作られている面がある。憲法一四条や二四条はどこにあるのかと思うことがある。憲法二四条はそのような言葉は使っていないが、家制度下の結婚制度と真反対な結婚の在り方を宣言することで家制度の法的廃止を定めた。因みに憲法一四条は朝ドラを貫く大事な思想のようだ。さて、そんなことはわかりきっていると思われるいるかもしれない一四条は実際の生活では法律家によってどのよう

に活かされてきたのだろうか。それぞれについての思い出話をしてみる。

法学部生ではなかった私は、もともと勉強していた日本文学の専門を活かした仕事に女性であることを理由につくことができなかった。卒業の年に東京都教育委員会に高校の国語の教師になるための手続きを聞きに行った。そこでは、窓口で女の国語の教師は掃いて捨てるほどいる、もう採る予定はないという思いがけない対応を受けた。果然としながらもさすがにと引返して、誰かに採用してと言うのはダメだと理解した。そこで一人でもできる資格を手に入れなければと思った。そうはいつでも文科系での資格など弁護士しか思いつかなかった。やむなく、司法試験を受けることにした。当時は司法試験予備校などはなかったの

一九七三年に司法修習生になつてすぐの事であつた。修習生は小学生のように一クラス五〇人程度に分けられ、クラスには民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の教官が付いた。担任の検察教官(一番若いクラス担任で四〇代)から「ご主人は立派ですね。妻に司法試験をやらせるなんて。ご主人はさぞ大変だつたでしょう」と言われた。言われた時は彼の意図がすぐには呑み込めなかつたが、妻役割の逸脱をよくぞ許したということであつたらしい。確かに夫の協力はあつたが、二人の幼い子を抱えて苦労したのは私の方であつた。しかし、私は適確な反論をできず、悔しい思いを飲み込んだ。

私は一九七七年に群馬弁護士会から東京弁護士会に登録替えをした。当時は登録替えに委員による面接があつた。担当者は二人の男性弁護士であつたが、私が質問されたのはただ一問。「ご主人は一弁なのになぜあなたは東弁を希望するのですか」であつた。弁護士会の登録でも夫唱婦隨が求めら

れているかとびつくりしてとつさに「弁護士会くらい別になりたいのです」と答えたことを鮮明に思い出す。

初めての実務修習は東京地裁の刑事部であつた。配属された初日に裁判長から名指しで「あなただけは明日から三〇分早く出勤して下さい」といわれた。他の修習生は全員男性であつた。私がぎよんとんとしている裁判長は「お茶は女性にいれてもらうとおいい」と言つた。私は二人の子どもを保育園に預けて修習をしていた。経験者にはお分かりだろうが、保育園に子どもを送つてから出勤する者にとつて朝の三〇分がどんなものか。いまなら、直ちにセクハラ発言とならうがそんな言葉もない時代で、ここでも私は反論の言葉と理屈をもつていなかつた。断ることができずに四か月間三〇分早く出勤をするしかなかつた。親友の女性弁護士は刑事弁護好きでいい腕前であつた。彼女の仕事ぶりはとても熱心でいつも脱帽ものであつた。ある国選事件の担当をしていたとき、担当裁判官か



ら期日のうち合わせの時に「ご主人が稼いでいるので先生は好きに国選ができるのですね」と宣われた。彼女は趣味で国選事件を頑張っているという理解のようであつた。これも二〇年くらい前の事なので今ではそういう裁判官はいないのかもしれない。因みにこの女性弁護士は、袴田事件で長年弁護団の中心で活動してきた田中薫さんだ。

法律の言葉も発想も男性の生活を基準にしている

法曹三者の女性差別は少なくなつたとは思いたい、どのようにならに反省がされたのだろうか。もつとも反省するには女性差別の事実を認める必要がある。

しかし、数年前に医学部女性差

別入試事件を担当したときにやっぱりと思つた。結論は勝訴だったが――まさか敗訴はあり得ないが――、裁判官は事件の根本にあるのが女性差別と理解するのを頑強に拒んだ。結果、認められた慰謝料は呆れるくらい低額であつた。因みに一審の裁判長は女性であつた。裁判官の性別の問題ではなく、女性差別への理解能力の問題であつた。

振り返ってみると、法律は明治以来男性の手にあつた。制度的にも女性には立法からも運用からも究からも合法的に排除されてきた。女性が立法に参加できたのは戦後のことである。それまでの五〇年は女性は法に主体的に参加できなかつた。法を適用される客体でしかなかつた。従つて女性の声が聞かれることはなかつたし、妻無能力規定のようにはじめから聞くことがあり得ない制度設計であつた。刑法の性暴力規定のように戦後憲法のもとでも被害者個人に着目されることはなかつた。

つまり、法律の言葉も発想も男性の生活を基準にしてそこから発

せられていることを見落としてはならない。自分を振り返ってつくづく思うのだが、女性法律家もそういう言葉や発想を理解すること
で「一人前」と扱われ、男性中心の言葉や発想に鈍感になり、場合によっては積極的に受け入れること
とで、まるで二流市民のようにな
っていたのではないか。

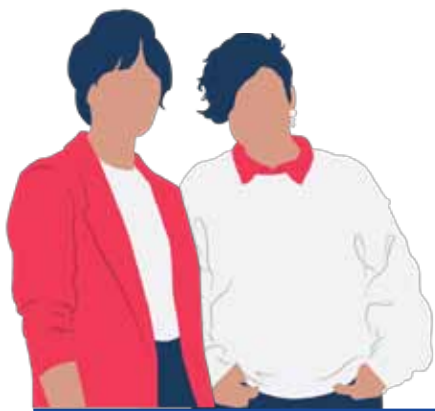
女性差別が日常茶飯である社会で

法律家であっても名前は知って
いるが条文は読んだことがないと
されている法律に「売春防止法」
がある。二〇二四年の春から後半
の保護・更生部分が廃止され、い
わゆる「困難女性支援法」となっ
た。被害女性たちに寄り添って運
動してきた女性たちの努力で新
法ができた。残った部分には三条
に売春禁止（売る方も買う方も）
規定がある。この法律は特別刑法
であるが、不思議なことに禁止規
定を犯しても処罰規定がない。買
うことは好きにいくらでもとい
う法律だ。制定当時はまだ女を買
うのは男の甲斐性とする「文化」

が社会を支配していたのだろう
か。その発想では、買う男の処罰
などありえなかっただろう。本来
の売防法は売春は女性の責任とい
う立場をとっていた（二条）が、
その部分は困難女性支援法制定に
伴い削除された。しかし、売る女
性の行為は犯罪とされる。同法五
条が、いわゆる客待ちなどの勧誘
行為を犯罪としているからだ。最
近、ホストに入れあげた女の子た
ちが大勢この規定によって逮捕さ
れていることが大きく報じられて
いる。売防法は売ることを買うこ
とも禁じながら売る方は、「売る」
行為によってではなく「買うよう
に勧誘したこと」で処罰されるの
だ。この勧誘をしたとされて逮捕
されるのはほとんど女性である。
ここで売る行為と買う行為は一組
のセットである。それなのに、売
る側だけを犯罪とするのは憲法
一四条から見ても問題ではないか。
もつとも、刑法強姦罪（強制性交
等罪）を被害者が女性の場合にし
か適用しないことを長年平気で続
けてきたこの国の法曹界であるか
ら売防法五条のこの偏った適用も

気にならないのかもしれない。刑
法の問題については憲法学者が憲
法一四条違反とする論文を早くに
発表していたが、刑法学者からは
無視され続けてきた。因みに、北
欧をはじめヨーロッパでは買う男
を処罰する法改正が進んでいる。
あのイスラエルでさえも。

ことほどさように合法的女性差
別は根絶されてはいない。女性差
別が日常茶飯である社会に住んで
いると何が女性差別であるかは見
えないのかもしれない。



『一票で変える女たちの会』かわらばん
★印刷版をご希望の方は左記FAX、メール、ホームページの問合せ欄からご連絡ください。

★投稿大歓迎！

本や映画の紹介、地域での活動報告、選挙や地域の政治の動き、情報、ご意見なんでもお寄せください。

宛先

Email : 1pyodekaeru@gmail.com

郵便 : 〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1の1

東京ボランティア・市民活動センター

1階 メールボックスNo. 45

FAX : 03-5684-1412

HP: <https://1pyo-de-kaeru.com>

★カンパのお願い

私たちの活動に賛同する皆さん、ぜひカンパを！

郵便振替口座 :

記号番号 00110-6-420003

口座名称 一票で変える女たちの会

イッピーウデカエルオンナタチノカイ

銀行等から振り込む場合 :

店名(店番) 〇一九(ゼロイチキユウ)

店 (019)

預金種目 当座

口座番号 0420003

